

せに暮らせる持続可能な地域社会を実現することを目的として、平成24年に制定した「下川町環境未来都市推進条例」の全部を改正。

名称を「下川町における持続可能な開発目標推進条例」に改め、推進体制として、環境未来都市と同様に、町に推進本部を設置し、町民会議、評議委員会を設置するとともに、新たにSDGsに係る事業の実施及び普及展開等のための拠点として「SDGsパートナーシップセンター」の設置等を規定する。

◆公区会館等の設置及び管理に関する条例の一部改正
3公区会館の用途を廃止し13施設を10施設にするもので、用途廃止する施設は、上名寄生活改善センター、桑の沢会館、溪和生生活改善センター。

いずれも公区内に2つの施設があるところであり、近年、利用実績がほとんど無く、代替施設があること等により用途廃止を行う。



用途廃止となった上名寄生活改善センター

◆税条例等の一部改正
国の「平成30年度税制改正の大綱」に基づき、地方税法の関係法令の改正がなされ、中小企業の

設備投資を支援する「生産性向上特別措置法」が、施行されたことに伴い、所要の改正を行う。
「わがまち特例に係る固定資産税の減額措置」について定める。

◆草地畜産基盤整備事業（草地整備型）道営草地整備新しもかわ地区受益者分担金徴収条例の廃止
平成25年度から平成29年度までの5カ年で実施された草地畜産基盤整備事業（草地整備型）道営草地整備新しもかわ地区の事業が完了し、受益者分担金等の徴収を終了したことから廃止する。

◆放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

放課後児童支援員について、資格要件を拡大するとともに、放課後児童

支援員基礎資格のうち、学校の教諭となる資格を有する者の規定の明確化を図る内容。

発議

◆議会議員条例の一部改正
議会運営委員会の活性化を図るために改正するものであり、定員を6名から7名に増加し近藤副議長を委員会委員に加えるもの。

◆議会広報特別委員会の名称等の変更
広聴機能を追加して委員数を議長を除く7名とし、名称を議会広報特別委員会に変更する。

行政報告

SDGs未来都市に選定されました

SDGs未来都市は、経済面、社会面、環境面の三側面の統合的取り組みや相乗効果、自律的好循環

環などが基本的な考え方であることから、これまで本町が取り組んできた方向性や取り組みなどと極めて親和性が高く、今後の取り組みをより効果的に進めていくため、「未来と人と自然へ繋ぐしもかわチャレンジ2030」として、提案したところであり、政府において選定作業が行われた結果、本町の提案は、SDGs未来都市及び自治体SDGsモデル事業の選定対象となった。6月15日に総理大臣官邸において、内閣総理大臣から選定証を授与された。

◆平成29年度各種会計決算見込

◆平成29年度「北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会」の事業報告

◆平成29年度一般財団法人下川町ふるさと開発振興公社の事業報告